

平成26年度税制改正大綱—個人関係を中心に

平成26年度税制改正について、今後、活用できそうな改正点があれば教えてください。

平成26年度与党税制改正大綱が、平成25年12月12日に決定しました。4月からの消費税の8%への引上げをにらんで、大きな改正はありませんでしたが、今後、影響がありそうな点をまとめました。

(1) 給与所得控除の上限の引下げ(増税)

「給与所得控除」とは、給与収入に対して概算で差引かれる金額のことで、給料をもらっている人すべてに適用があります。平成28年から年収1,200万円超、平成29年から年収1,000万円超の人が増税となります(図表1)。

図表1 ●給与所得控除額の推移

給与収入(年収)	給与所得控除額			
	～平成24年	平成25～27年	平成28年	平成29年～
300万円	108万円	108万円	108万円	108万円
500万円	154万円	154万円	154万円	154万円
700万円	190万円	190万円	190万円	190万円
1,000万円	220万円	220万円	220万円	220万円
1,200万円	230万円	230万円	230万円	
1,500万円	245万円	245万円		
3,000万円	320万円			
5,000万円	420万円			

(2) ゴルフ会員権の売却損の損益通算の廃止(増税)

平成26年4月から、ゴルフ会員権やリゾート会員権の売却損が、給与所得など他の所得との損益通算ができなくなります。節税をお考えなら、3月までの売却がお勧めです。

(3) 相続で引継いだ土地を売却した場合の特例の改正(増税)

相続から3年10ヵ月以内に引継いだ財産を売却する場合、支払った相続税のうち、その財産に相当する部分を取得価額に加算できる特例があります。土地については優遇されており、引継いだ土地すべてに係る相続税を加算することができますが、これが、その土地に係る相続税しか加算できなくなります。平成27年1月以降の相続から対象となります(図表2)。

(4) 消費税の簡易課税制度の見直し(増税)

消費税の簡易課税制度について、平成27年4月以降に開始する課税期間から見直しがされます。不動産所得などの個人事業の場合は、平成28年からの改正となります。

①金融業および保険業

みなし仕入れ率が、60%から50%に引下げられます。

②不動産業

みなし仕入れ率が、50%から40%に引下げられます。不動産賃貸業の場合、納税額が20%増えることになります。

(5) マイホームの譲渡等の特例の延長(減税)

以下の特例について、いずれも平成27年12月末まで2年間延長

されます。

①買換えおよび交換の特例

マイホームの買換えおよび交換の特例は、上限を平成26年1月から1億5,000万円から1億円に引下げて、延長されます。

②譲渡損失の繰越控除

マイホームの譲渡損失について繰越しができる特例は、①住宅ローンが残っている場合、②新たなマイホームを住宅ローン付きで買い換えた場合の2つがありますが、いずれも延長されます。

(6) 復興特別法人税を1年前倒して終了(減税)

法人税の10%を追加で支払う「復興特別法人税」が、平成26年3月期で終了となります。

(7) 交際費課税の見直し(減税)

資本金1億円超の会社については、現状では支払った交際費はまったく経費に落とせません。これが、平成28年3月期までの2年間について、社外の人との飲食代については、50%を経費に落とせるようになります。上限はありません。資本金1億円以下の会社の場合、現状の支払った交際費のうち年800万円まで全額経費となる取扱いが、同様に2年間延長されます。また、上記との選択もできるようになります。

(8) 自動車税制の改正(減税・増税)

平成26年4月から、自動車取得税の税率について、普通自動車は5%から3%へ、軽自動車は3%から2%に引下げられます。また、軽自動車税は、1年遅れて平成27年4月以降に購入する新車から、年7,200円が年10,800円に上げられます。

図表2 ●相続で引継いだ土地の売却時の特例の改正

駐車場A	7,000万円	■前提条件:相続で引継いだ財産 駐車場Bを相続から3年10ヵ月以内に売却	
駐車場B	1,000万円		
預貯金	2,000万円		
財産合計	10,000万円		
支払った相続税	1,000万円	売却価格	1,000万円
		取得価額	不明

譲渡収入	1,000万円	■譲渡所得の計算:【現状】 相続税の加算額の計算
取得価額(※)	50万円	
相続税の加算額	800万円	1,000万円 × $\frac{8,000万円(土地すべて)}{10,000万円(財産合計)}$ = 800万円 (支払った相続税)
仲介手数料	38万円	
譲渡益	112万円	
所得税・住民税	22万円	

譲渡収入	1,000万円	■譲渡所得の計算:【改正後】 相続税の加算額の計算
取得価額(※)	50万円	
相続税の加算額	100万円	1,000万円 × $\frac{1,000万円(駐車場B)}{10,000万円(財産合計)}$ = 100万円 (支払った相続税)
仲介手数料	38万円	
譲渡益	812万円	
所得税・住民税	162万円	

※土地や建物の取得価額が不明の場合、売った金額の5%相当額を取得価額とすることができる。